

御宿の海女の魅力展開催中

町では、躍動感あふれる海女の写真や小道具などを、町歴史民俗資料館にて展示しています。

【展示期間】8月30日(日)まで 9:00～17:00

(月曜・祝日休館 祝日が月曜日の場合はその翌日休館)

【問い合わせ】町歴史民俗資料館 TEL 68-4311

※別室にて、「おんじゅく広報～60年のあゆみ」の一部を引き続き展示中です。

救急法講習会を開催します

町では、以下のとおり救急法講習会を開催します。いつ直面するかわからない「いざという時」のために、緊急時の対処法やAEDの使い方を習得しましょう。

【日時】7月12日(日) 9:00～12:00

【場所】町B&G海洋センター体育館

【講師】夷隅広域消防御宿分署職員

【受講料】無料

【申込方法】7月4日(土)までに、町 B&G 海洋センターへお申し込みください。講習修了者には、修了証が交付されます。既に講習修了証をお持ちの方は、更新に必要ですので、申込時に番号をご連絡ください。

【申込・問い合わせ】町B&G海洋センター

TEL 68-4143 ※月曜休館

明るい選挙啓発ポスター作品を募集します

千葉県選挙管理委員会と千葉県明るい選挙推進協議会では、明るい選挙の推進を図るため、多くの方々から独創的で印象深いイメージの啓発ポスターを募集します。

【内容】明るい選挙の推進を表すもの

【大きさ・画材等】

画用紙の四つ切(542mm×382mm)または八つ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさで、描画素材・塗料等は自由です。

【応募方法】9月11日(金)までに、町選挙管理委員会(4階③窓口)へ作品をお持ちください。

※作品の裏右下に氏名、住所、年齢を記入してください。

【問い合わせ】町選挙管理委員会 TEL 68-2511

おんじゅく

お知らせ版

発行日 平成27年6月25日 NO. 675

編集 御宿町企画財政課 TEL 68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

Twitter @KohoOnjuku

★Twitter アラートの配信を行っています★

戦没者等のご遺族の皆さまへ

国では、戦後70周年に当たり、戦没者等のご遺族に弔慰の意を表すために支給される「第十回特別弔慰金」の受付を開始しました。

【対象者】戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において公務扶助料や遺族年金などの受給者がいない場合に、次の1～4の順番で、先順位のご遺族一人に支給されます。

- 1 基準日までに弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 4 上記以外の三親等内の親族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方

【受付場所】役場税務住民課住民班(3階①窓口)

【受付期間】平成30年4月2日(月)まで(土日・祝日を除く開庁日)

【受付時間】9:00～17:00

※詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

千葉県健康福祉指導課 TEL 043-223-2337

税務住民課 住民班 TEL 68-6695

第1回御宿町議会まちづくりフォーラム

資料等を配布しています

5月24日(日)に開催された第1回御宿町議会まちづくりフォーラムの資料を配布しています。

また、DVDの貸出もしていますので、詳しくは議会事務局にお問い合わせください。

【配布場所】議会事務局(役場2階③窓口)、町公民館

【問い合わせ】議会事務局 TEL 68-2515

平成27年度国民健康保険税制度が改正されました

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保と、低所得者に対する国民健康保険税負担の軽減を図るため、平成27年度分より以下のとおり改正されました。

1. 国民健康保険税賦課限度額の引き上げ

医療給付金分賦課額に係る賦課限度額が51万円から52万円へ、後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額が16万円から17万円へ、介護納付金賦課額に係る賦課限度額が14万円から16万円へ改正されました。

| | 改正前 | 改正後 | 増減 |
|--------|------|------|--------|
| 医療分 | 51万円 | 52万円 | 1万円引上げ |
| 後期支援分 | 16万円 | 17万円 | 1万円引上げ |
| 介護納付分 | 14万円 | 16万円 | 2万円引上げ |
| 賦課限度額計 | 81万円 | 85万円 | 4万円引上げ |

2. 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げ

保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、乗ずる金額が24万5千円から26万円へ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、乗ずる金額が45万円から47万円へ改正されました。

| 軽減率 | 改正前 | 改正後 |
|------|--|--|
| 7割軽減 | 世帯の総所得金額が33万円以下 | 世帯の総所得金額が33万円以下 |
| 5割軽減 | 世帯の総所得金額が33万円+(24万5千円×被保険者数と特定世帯員数の合計人数)以下 | 世帯の総所得金額が33万円+(26万円×被保険者数と特定世帯員数の合計人数)以下 |
| 2割軽減 | 世帯の総所得金額が33万円+(45万円×被保険者数と特定世帯員数の合計人数)以下 | 世帯の総所得金額が33万円+(47万円×被保険者数と特定世帯員数の合計人数)以下 |

世帯の総所得金額は、平成26年中の世帯主と国民健康保険に加入する世帯員の所得の合計金額となります。軽減措置の判定には国民健康保険に加入していない世帯主の所得も加算されます。

世帯の中で所得の申告をしていない方がいると、軽減を受けることができませんので、必ず申告をしてください。

※平成27年度国民健康保険税の納税通知書を7月15日(水)に発送します。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

平成27年度後期高齢者医療保険料を納付してください

後期高齢者医療制度では、保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料は、被保険者(加入者)全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。年度の途中で新たに被保険者になったときは、保険料はその月からの月割りで計算します。また、年度の途中で被保険者でなくなったときは、その前月分までの月割りの保険料がかかります。7月中旬に保険料の決定通知書を送付しますので、納付期限までに納付してください。

【平成27年度の保険料率】

保険料を決める基準(均等割額・所得割率)は2年ごとに見直され、今年度の保険料率については、平成26年度と変更ありません。

所得割率:7.43% 均等割額:38,700円 賦課限度額:57万円

【保険料の軽減措置】

制度改正に伴い、所得の低い方などの保険料の均等割額の軽減措置を2割または5割に軽減される対象者を拡大しました。

均等割額については、被保険者の世帯の前年の総所得金額等に応じて、2割、5割よりも更に「8.5割、9割」の軽減があり、所得割額については、現行より5割軽減される措置があります。

【保険料の納め方】

《特別徴収》

年額18万円以上の年金を受給している方で、後期高齢者医療保険料＋介護保険料が年金受給額の1/2を超えない方は、原則として年金から保険料が天引きされます。

《普通徴収》

特別徴収以外の方は納付書や口座振替などで個別に町に納めます。これまで国民健康保険税を口座振替で納付していた方も、新たに後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きが必要です。

《仮徴収》

前年度の2月の年金から保険料を天引きされた方は、次の年度の仮徴収の対象となります。保険料額は、前年度の2月と同額を年金から天引きします。

●特別徴収を口座振替(普通徴収)に変更できます

保険料を年金から天引きにより納めている方で、口座振替を希望される方は、保健福祉課(3階②窓口)へご相談ください。なお、年金からの天引きを中止させていただく時期は、申請の時期により決定します。

【社会保険料控除】

保険料は、所得税や住民税を計算するとき、社会保険料として控除されます。年金からの天引き(特別徴収)で支払った方は、ご本人に社会保険料控除が適用されますが、納付書や口座振替(普通徴収)で支払った方の社会保険料控除は、実際に支払った方に適用されます。金融機関での納付が困難な方は、訪問しますのでご相談ください。

【問い合わせ】保健福祉課 保険事業班 TEL 68-6717

7月の「心配ごと相談所」開設日

7月の心配ごと相談所は以下のとおりです。

| 開設日 | 場所 | 相談内容 |
|----------|----------|--------------------|
| 7月2日(木) | 地域福祉センター | 一般相談・行政相談 障害者相談 |
| 7月22日(水) | 地域福祉センター | 一般相談・人権相談 |

相談時間は9:00～12:00です。

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

市町村交通災害共済の更新時期です — 各地区出張受付を行います —

現在、交通災害共済に加入されている方は、平成27年8月31日で期間が満了となります。下記の日程で出張受付を行いますので、加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えてお申し込みください。

年会費(平成27年9月1日～平成28年8月31日)は、1人700円です。

| 受付日 | 会場 | 時間 |
|--------------|-----------------|-------------|
| 7月21日 (火) | 浜青年館 | 8:30～10:00 |
| | 高山田公民館 | |
| | 須賀区民館 | 10:30～12:00 |
| | 上布施コミュニティ消防センター | |
| 7月22日 (水) | 岩和田青年館 | 13:30～15:00 |
| | 町浄水場 | |
| | 六軒町消防庫 | 8:30～10:00 |
| 御宿台集会所 | | |
| 7月22日 (水) | 新町会館 | 10:30～12:00 |
| | 久保区民館 | |

記載方法のわからない方は、受付当日に申込用紙をそのまま会場へお持ち下さい(印鑑は不要です)。

町内の保育所並びに小中学校の児童・生徒は、既に集団加入していますので、申し込みの必要はありません。

出張受付以降は、役場総務課(4階③窓口)、町公民館にて随時申し込みを受け付けています。

【問い合わせ】総務課 防災総合対策班 交通防犯担当

TEL 68-2511

介護予防普及啓発事業

「巡回型元気いきいき教室」を開催します

町では介護予防の普及と啓発を目的とし、各区の集会所で運動やレクリエーションを行う「巡回型元気いきいき教室」を実施します。皆様のご参加をお待ちしています。

【日時・場所】

| | | | |
|----------|------|-----------------|-------------|
| 7月10日(金) | 高山田区 | 高山田公民館 | 10:00～12:00 |
| | 御宿台区 | 御宿台集会所 | 13:00～15:00 |
| 7月14日(火) | 上布施区 | 上布施コミュニティ消防センター | 10:00～12:00 |
| | 実谷区 | 実谷区民館 | 13:30～15:30 |
| 7月15日(水) | 岩和田区 | 岩和田青年館 | 13:30～15:30 |
| 7月16日(木) | 新町区 | 新町会館 | 13:30～15:30 |
| 7月17日(金) | 須賀区 | 須賀区民館 | 10:00～12:00 |
| 7月21日(火) | 浜区 | 浜青年館 | 13:00～15:00 |
| 7月24日(金) | 六軒町区 | 六軒町青年館 | 13:30～15:30 |

【対象】65歳以上の御宿町介護保険被保険者の方

【持ち物】長タオル・飲料水(水分補給)・筆記用具
動きやすい服装でお越しください

【内容】歯科衛生士による講話・レクリエーション・ゲーム・簡単な体操・歌 等

【申込・問い合わせ】保健福祉課 福祉介護班
TEL68-6716

ニホンジカの生息状況調査を実施します

県では、ニホンジカの生息状況を調べるため、森林内等においてシカのフンの調査を行います。調査は県の委託業者が腕章着用の上、森林等を歩いて行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【実施場所】御宿町内

【実施期間】6月29日(月)から7月18日(土)のうち数日間

【問い合わせ】千葉県環境生活部自然保護課
TEL 043-223-2058